

令和 6 年 9 月 1 7 日

市政記者クラブ 様

緑政土木局緑地部緑地事業課
担当 安藤・日比野(972-2487)

土壌汚染の報告について

当局事業中の名城公園（北園）再整備において、土壌汚染対策法（以下、「法」という。）第 14 条第 1 項に基づく土壌調査を行った結果、法第 6 条の規定に基づく基準を超える物質が検出されました。

法第 14 条第 1 項に基づき、令和 6 年 9 月 1 7 日に環境局へ報告しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 検出場所

北区名城一丁目（名城公園地内）

2 土壌汚染の状況

項目※ 1	汚染物質	基準を超えた濃度	基準に対する倍率	基準	基準超数／調査数
土壌溶出量調査	鉛及びその化合物	0.011 ～0.031 mg/L	1.1～3.1 倍	0.01mg/L	10/498
土壌含有量調査	鉛及びその化合物	360mg/kg	2.4 倍	150mg/kg	1/498

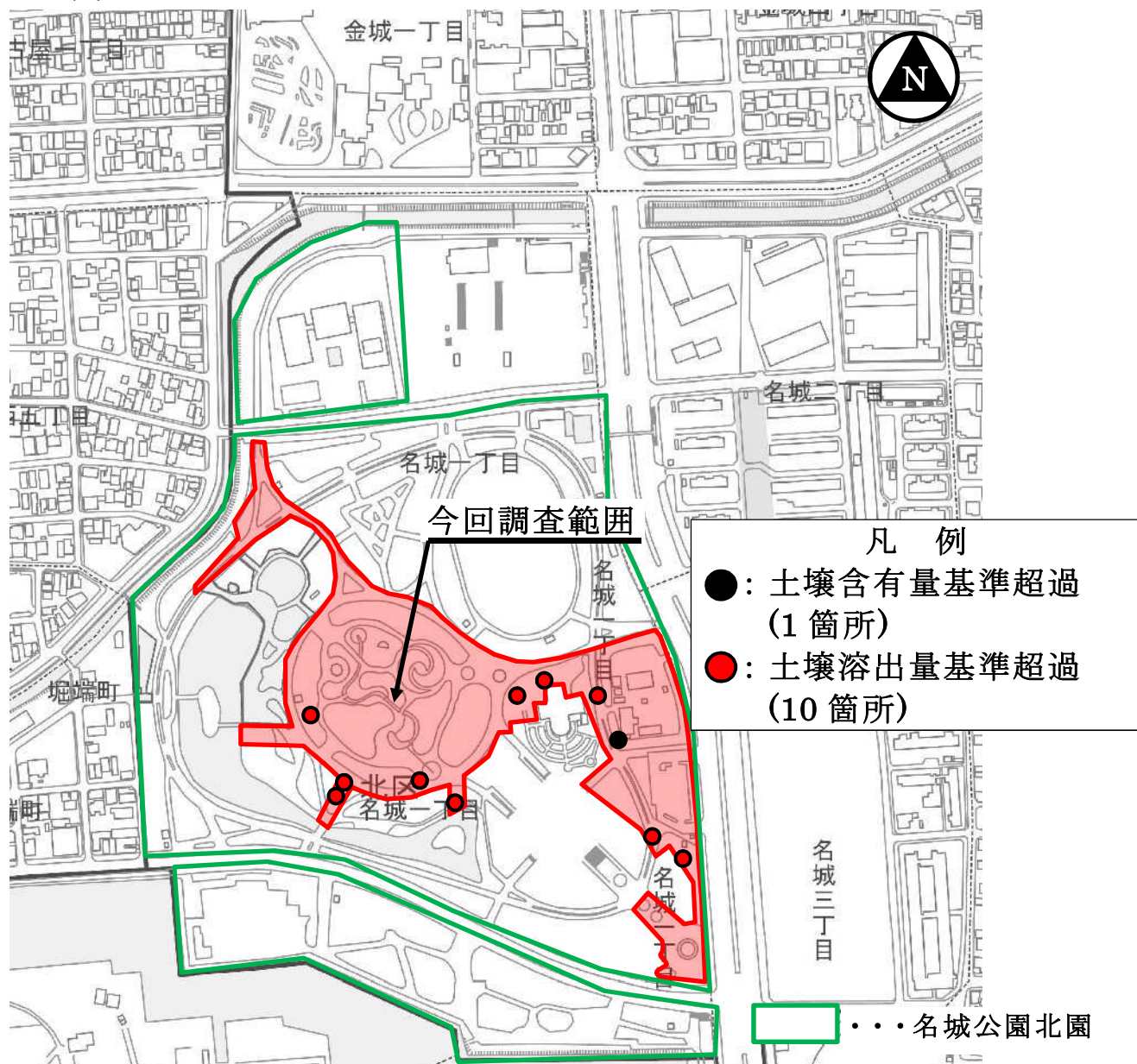
※ 1 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量を、土壌含有量は土壌に含まれる汚染物質の量を示します。

3 今後の対応

土壌含有量基準の超過箇所については、飛散防止措置等の応急処置を行いました。

引き続き環境局と十分に協議を行い、対策を実施してまいります。

4 対象地



<参考> 指定基準を超過した物質の毒性について

・鉛及びその化合物

人が鉛を体内に取り込む可能性があるのは、食物や飲み物、呼吸によると考えられます。また、乳幼児はものをしゃぶるため、土壌や室内の塵などから体内に取り込まれる割合が大人より高くなっています。体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排出されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

(出典：公益財団法人 日本環境協会「土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン」)